

事後評価プロセス（外部評価）

2015年11月 JICA評価部

	項目	主体	客観性や質の担保にかかるポイント	
実施準備	1 事後評価対象案件の選定	評価部	原則として事業終了後3年目までに事後評価を実施。	
	2 相手国政府への評価対象案件の通知	在外事務所／事業主管部 →相手国政府	外部の第三者による評価であること、評価結果はJICAのホームページで公開されること、評価の目的や視点（OECD-DAC評価5項目）等について通知。	
	3 事後評価に係る予算・計画の確定	評価部		
	4 外部評価者の選定 ・ JICAホームページでのプレ公示 ・ JICAホームページでの公示 ・ プロポーザル評価	評価部 JICAコンサルタント選定委員会	・ 公示に先立ち「新規実施予定案件」としてホームページで公表し、広く入札への参加を募る。 ・ 評価対象事業の計画、実施に従事した個人／法人は参加できない（排除条項）。 ・ 複数（3名）のコンサルタント選定委員が無記名で評価。	
	5 「事後評価レファレンス」の改善 ※「事後評価レファレンス」とは、評価における視点を示したガイディングのための参考資料であり、強制力はなく、評価業務における価値判断は評価者に残る。	評価部	過年度の評価プロセスでの論点をレビューし、必要な改善を図る。	
評価実施	評価開始 方針作成	6 業務実施契約の締結	JICA 外部評価者（受注者）	
		7 「事後評価レファレンス」説明会の開催	評価部	外部評価者全員に参加を推奨。
		8 業務計画書の作成	外部評価者	必要な評価項目が網羅されているか等を評価部が確認。
		9 相手国政府への評価者通知	在外事務所／事業主管部 →相手国政府	外部評価者の名前や評価スケジュール等を通知。
		10 評価方針の作成 ・ 評価方針（案）初稿 ・ 評価方針（案）ECコメント依頼 ※EC（Evaluation Committee、評価検討委員会）：JICA内の関係部署、在外事務所及び評価部から構成される。 ・ 評価方針の確定（ECコメント対応結果通知）	外部評価者 評価部 JICA関係部署	・ 外部評価者は、JICAが提供する評価対象事業の業務資料をレビューし評価方針（案）初稿を作成。評価部は、「事後評価レファレンス」に基づいた評価判断がなされているかについて確認し、追加すべき調査項目等をコメントする。 ・ 評価部がECにコメント依頼。事実誤認がないか、経緯の詳細、関連事業等の情報を得る。コメントへの対応要否は、評価部と情報共有しつつ評価者が判断。
	現地調査等	11 質問票の作成、相手国政府の事業関係者へ送付	評価部／外部評価者 →相手国政府	
		12 第一次現地調査の実施（3週間程度）	外部評価者	評価者の独立性を保つため、JICA在外事務所や実施機関の調査への関与に留意している（受益者調査に同席しない等）。
		13 事前事後比較表の作成 ※事前事後比較表とは、第一次現地調査を踏まえた計画時／実績等の差異分析を行うもの。 ・ 事前事後比較表（案）初稿 ・ 評価部と外部評価者との協議 ・ 事前事後比較表の確定	外部評価者 評価部	評価部は、「事後評価レファレンス」に基づいた評価判断がなされているか、エビデンスに基づいた記載となっているか、説明が論理的か等について確認。外部評価者との協議において、評価部のコメントを伝える。
		14 第二次現地調査の実施（1週間程度）	外部評価者	相手国政府への暫定的評価結果の説明および追加情報収集。
	報告書作成	15 事後評価報告書（和文）の作成 ・ 事後評価報告書（和文）（案）初稿 ・ 事後評価報告書（和文）（案）ECコメント依頼 ・ 事後評価報告書（和文）最終版（ECコメント対応結果通知）	外部評価者 評価部 JICA関係部署	・ 評価部は、「事後評価レファレンス」に基づいた評価判断がなされているか、エビデンスに基づいた記載となっているか、説明が論理的か等について確認し、外部評価者にコメントする。 ・ 評価部がECにコメント依頼。コメントへの対応要否は、評価部と情報共有しつつ評価者が判断。
		16 （必要に応じ） 事業部見解 相手国政府見解	JICA関係部署 相手国政府	評価結果（案）について外部評価者と事業部や相手国政府の見解が異なる場合、必要に応じて協議を行うが（評価部は中立性を確保すべく努力する）、最終的に見解が分かれた場合は、事業部や相手国政府の求めに応じて「事業部見解」「相手国政府見解」を事後評価報告書に添付することができる。外部評価者と評価部の見解が分かれ、「評価部見解」を出す場合もある。
		17 事後評価報告書（英文）の作成 ・ 事後評価報告書（英文）（案）初稿 ・ 事後評価報告書（英文）（案）フィードバックコメント依頼 ・ 事後評価報告書（英文）最終版（フィードバックコメント対応結果通知）	外部評価者 評価部 相手国政府	・ 評価部が相手国政府にフィードバックコメント依頼。コメントへの対応要否は、評価部と相談しつつ評価者が判断。 ・ フィードバックコメント対応結果通知の際に、事後評価報告書のホームページでの公開予定時期を通知。
	公表等	18 評価業務にかかる実績評価 ・ 外部評価者（受注者）から評価部へのフィードバック ・ 成果品（事後評価報告書等）の確定（検収） ・ JICAによる外部評価者（受注者）の実績評価 ・ JICAから受注者に対し実績評価結果の通知	評価部 外部評価者（受注者）	・ 業務完了時に、外部評価者（受注者）は「自己評価及び契約管理に関する要望」を作成し、JICAに提出。 ・ 評価部は、契約履行期間中の契約管理状況、評価者による自己評価等を踏まえて、実績評価を作成。業務の実績評価や所見（成果品の質や業務プロセス、「自己評価及び契約に関する要望」へのフィードバック）を受注者に通知（外部評価者に係る評価情報は、個人に関する情報のため、通知対象外）。 ・ 受注者は通知受領後2週間以内であれば、実績評価結果に対する説明依頼を文書にて行うことができる。
		19 理事会での報告	評価部	対象年度に実施した評価事業の総括。
20 事後評価報告書（和文）（英文）の公開		評価部	JICAホームページで公開。	
21 事業評価年次報告書（和文）（英文）の作成・公開		評価部	対象年度に実施した評価事業の総括。JICAホームページで公開。	

※JICAにおける契約の制度・手続きについての詳細はホームページ参照。

コンサルタント等契約の調達概要、応募手続き <http://www.jica.go.jp/announce/beginner/application/consultant/index.html>

コンサルタント等契約における実績評価について <http://www.jica.go.jp/announce/information/20140724.html>